報告第　４　号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定に基づき、令和８年度虻田郡倶知安町一般会計補正予算（第７号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定に基づき報告する。

令和８年１０月３０日提出

倶知安町長　　文　字　一　志

専　決　処　分　書

令和８年度虻田郡倶知安町一般会計補正予算（第７号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和８年１０月２３日

倶知安町長　　文　字　一　志

令和８年度虻田郡倶知安町一般会計補正予算（第７号）

令和８年度虻田郡倶知安町の一般会計補正予算（第７号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,625,394千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年１０月２３日

倶知安町長　　文　字　一　志

第１表　歳入歳出予算補正

歳入

(単位 :千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
２２．諸収入		３６０，０１４	１０９	３６０，１２３
	４．雑入	２７３，２６４	１０９	２７３，３７３
歳入合計		１８，６２５，２８５	１０９	１８，６２５，３９４

歳出

(単位 :千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
１０．教育費		４，３６４，５０１	１０９	４，３６４，６１０
	１．教育総務費	１６０，８１０	１０９	１６０，９１９
歳出合計		１８，６２５，２８５	１０９	１８，６２５，３９４

歳入歳出予算事項別明細書

１　総　括

歳　入

(単位:千円)

款	補　正　前　の　額	補　正　額	計
２２．諸収入	３６０，０１４	１０９	３６０，１２３
歳　入　合　計	１８，６２５，２８５	１０９	１８，６２５，３９４

歳　出

(単位:千円)

款	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他	
１０．教育費	4,364,501	109	4,364,610			109	
歳　出　合　計	18,625,285	109	18,625,394	0	0	109	0

２　歳　入

２２ 款 諸収入　　360,123
４ 項 雑入

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説　明
				区　分	金　額	
７雑入	122,952	109	123,061	２雑入	109	公有自動車損害共済金　109
計	273,264	109	273,373			

３　歳　出

１０ 款 教育費　　4,364,610
　　１ 項 教育総務費

（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
2.事務局費	133,422	109	133,531	(他)災害共済金		109 109		21.補償・補填及び賠償金	109	2事務局費 21補償・補填及び賠償金 公用車事故賠償金	109 109 109
計	160,810	109	160,919	0	0	109	0				

10. 教育費　（ 1. 教育総務費）